

令和八年熊本地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証・マイナ免許証の有効期間が令和9年1月27日まで延長されます。

氏名	日 本 花 子	昭和××年 ●月 ●日生
住所	■■県○○市△△町□□	
交付	平成●●年 △月□日 12345	
2026年(令和8年)7月28日まで有効		
免許の 条件等	優良	
番号	第 123456789000 号	
二種	平成05年07月01日	
他	平成07年08月10日	
二種	平成14年09月20日	
種類	大型 中型 普通 大特 合 小 原付 大 中 小 大 合	
〇〇〇〇〇 公安委員会		

有効期間の末日（左の場合、令和8年7月28日）が、

令和8年7月28日から令和9年1月26日までの方

は、令和9年1月27日まで運転することができます。

（令和9年1月27日までに更新手続きをしてください。）

対象となる方

熊本県内では、以下の市町村に住所のある方が対象となります。

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、
宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池
郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上
益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、
葦北郡津奈木町 （全10市10町1村）

- ※ 対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和8年8月10日時点のものです。
- ※ 令和9年1月27日の直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ 運転免許証等の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 最新の情報、延長措置がとられるその他の手続、運転免許証を紛失した方の再交付手続など、詳しくは、運転免許センター又は最寄りの警察署にお問い合わせください。